

## 強制動員問題に関する日韓法律家による共同宣言

2018年10月30日の元徴用工被害者に対する韓国大法院判決以降、日韓両国の政府間での激しい対立が続き、両国関係は「最悪の事態」と言われています。

元徴用工問題をめぐっては、専ら政治的・外交的問題として取り上げられています。しかし、本質的には、徴用工や勤労女子挺身隊などとして意に反して動員され、給料もまともに支払われずに過酷な労働を強いられるという重大な人権侵害を受けた被害者（強制動員被害者）の人権回復の問題です。

この問題の解決は、悪化している日韓関係を改善し、日韓両国の市民の相互理解・相互信頼を築き、真に人権が保障される社会を作るために避けてとおることのできない課題といえます。

このような立場から、私たちは法律専門家として、強制動員問題の解決のために、下記のとおり、個人賠償請求権等の法的問題に関する見解を表明するとともに、日韓両国政府及び日本企業に対し、解決に向けてとり組むよう要求します。

### 記

- 1 日韓請求権協定第2条1項は、請求権の問題は「完全かつ最終的に解決された」と定めています。しかし、この協定によっても、強制動員被害者の個人賠償請求権は消滅しておらず、未だに解決されていません。

これは2012年及び2018年に出された韓国大法院の判決で確認されただけでなく、2007年に出された日本の最高裁判所判決、そして日本政府が表明した立場を通じて確認することができます。

- 2 韓国大法院の判決は、被害者の権利を確認し被害を回復するため適正な訴訟手続きを経て出された結論であり、尊重されなければなりません。

法治主義（法の支配）の下、確定判決を受けた日本企業（日本製鉄及び三菱重工業）は、被害者原告の権利回復のために、確定判決を受け入れなければならず、日本政府は日本企業による判決の受け入れを妨害してはなりません。

- 3 日韓両国政府及び被告とされている日本企業は、強制動員被害者の名誉と権利を回復するために、ドイツにおける「記憶・責任・未来」基金や、中国人強制連行・強制労働事件における日本企業（鹿島建設、西松建設及び三菱マテリアルなど）と被害者との和解に基づく基金による解決なども参考にしながら、必要かつ可能な措置を迅速に図るよう求めます。

2019年11月20日

(呼びかけ団体・50音順)

【日本】

大阪労働者弁護団	代表幹事	森	博	行
社会文化法律センター	共同代表	宮	里	邦雄
自由法曹団	団長	吉	田	健一
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	北	村	栄
日本民主法律家協会	理事長	右	崎	正博
民主法律協会	会長	萬	井	隆令

徴用工問題の解決をめざす日本法律家有志の会（略称「日本有志の会」）  
〈青木有加・足立修一・岩月浩二・殷勇基・内田雅敏・大森典子・川上詩朗・  
在間秀和・張界満・山本晴太〉

【韓国】

労働人権実現のための労務士会	会長	朴	成	雨
民主社会のための弁護士会	会長	金	鎬	喆
民主主義法学研究所	会長	李	桂	洙

法律院(民主労総・金属労組・公共運輸労組・サービス連盟)

	代表弁護士	權	斗	燮
人権法学会	会長	朴	燦	運
全国不安定労働撤廃連帯法律委員会	委員長	崔	銀	實

(日本側賛同者・別紙)

(弁護士)

青木 有 加  
 梓澤 和 幸  
 足立 修 一  
 荒木 啓 貢  
 荒牧 啓 一  
 池上 元 遊  
 石川 澤 誠 也  
 泉藤 上 誠 啓  
 伊藤 上 正 信  
 井上 佐 英 夫  
 井岩 月 浩 二  
 岩橋 進 吾  
 岩村 智 文  
 殷勇 和 基  
 植竹 雅 弘  
 内田 京 敏  
 大江 橋 さゆり 子  
 大森 典 蘭  
 緒方 一 彦  
 奥田 耕 平  
 小和 順 曉  
 小野 寺 利 孝  
 海渡 利 雄 一  
 梶原 島 敏 裕 之  
 梶嶋 裕 貞 夫  
 上条 合 良 房  
 川上 詩 朗

川北 金 具 倉 兒 後 小 近 西 在 佐 佐 山 塩 志 島 菅 杉 青 関 空 高 田 久 保 中 谷 田 張 外 中 鳴  
 本澤 重 島 玉 藤 林 藤 念 間 藤 藤 内 見 田 貫 本 龍 本 野 森 中 谷 田 張 外 中 鳴  
 藏貞 竜 良 英 勇 富 保 厚 京 秀 欣 むつみ 由 益 卓 な や 度 美 麻 朗 美 立 佳 裕 公 貴 真 元 界 塚 森 尾  
 石男 介 鉦 都 樹 二 和 夫 志 祐 和 哉 子 恵 也 子 度 子 朗 子 美 弘 司 規 文 介 久 満 功 久 夫

丹羽 雅 雄  
 野呂 圭 治  
 林 翔 太  
 林 和 人  
 福山 邦 顕  
 藤木 温 久  
 藤田 尾 弘 行  
 船尾 澤 積 剛 丈  
 穂上 田 都 志 美  
 本増 岡 幹 男  
 松野 川 泰 直 子  
 水南 宮 腰 坂 下 利 正 博 幸 太 健  
 宮川 腰 坂 下 利 正 博 幸 太 健  
 宮川 腰 坂 下 利 正 博 幸 太 健  
 毛森 川 田 富 間 萩 添 本 本 田 倉 山 邊 渡 渡  
 守森 川 田 富 間 萩 添 本 本 田 倉 山 邊 渡 渡  
 諸門 谷 山 山 吉 米 脇 渡 渡  
 諸門 谷 山 山 吉 米 脇 渡 渡  
 諸門 谷 山 山 吉 米 脇 渡 渡

(研究者)

井口 秀 作  
 右崎 正 博  
 稲野 正 樹  
 浦野 広 明  
 大久保 史 郎  
 緒方 桂 子  
 岡田 健一郎  
 甲斐 道太郎  
 上脇 博 之  
 熊沢 誠 彦  
 清水 雅 彦  
 新屋 達 之  
 新倉 敏 修  
 西谷 敏 健  
 根森 英 樹  
 森内 敏 弘  
 山村 臨 兵  
 吉尾 典 子  
 若田 滋  
 脇田 肇

(団体)

自由法曹団石川県支部

**2019年11月20日現在**

弁護士：102人

研究者：21人

団体：1団体

計 124

## 呼びかけ団体（日本）紹介

### ●大阪労働者弁護団

#### ■弁護団のあゆみ

1975年、現在の大阪労働者弁護団の前身である「大阪地評弁護団」が結成されました。当時は日本における労働運動の有力なナショナルセンターとして、「総評」（日本労働組合総評議会）が組織されていました。そして、その総評の呼びかけに応じて、日本における労働弁護士の集まりとして「総評弁護団」が全国組織として結成されていました。しかし、大阪において個別の様々な労働運動を巡る課題があり、総評大阪地評の要請を受けて、30名余りの弁護士により「大阪地評弁護団」がスタートしました。

その後の労働運動におけるナショナルセンターの再編の中で、1989年に総評が解散し、大阪における地評組織も解散したことに伴い、1992年、私たちも名称を現在の「大阪労働者弁護団」に改めました。

弁護団の名称変更を機に、弁護団の運営についても、所属の弁護士が会費を出し合い、経済的にも自立した組織として生まれ変わりました。そして賛助会員として多くの労働組合や運動団体の参加を得ました。その後所属弁護士、賛助団体も年々増え、2000年10月には弁護団事務所の開設、事務局の常駐体制も実現しました。

#### ■弁護団の今

弁護団員は大阪を中心として現在約140名、賛助団体は約80団体に増えました。労働関連法制委員会・労働判例研究委員会・海外交流委員会・組合弾圧問題研究委員会などの委員会を設け、様々な問題に取り組んでいます。地域的にもひょうご労働法律センターとの連携など大阪以外にも広がっていています。

#### ■弁護団の活動

弁護団としてはこれまで、個別の労働事件への対応はもとより、労働判例の調査検討、そして、労働諸法の改変の検討を行い、改悪に対する闘いに取り組んできました。そして、機関誌としてLa-La通信を定期的に発行し、重要な課題についてのLa-La Book等のパンフレットの出版も行ってきました。

日常的な法律相談体制・ホットライン体制を整え、また弁護団事務所で労働者を対象にした労働法・労働問題についての公開講座も継続的に開催し、タイムリーな問題についてのホットライン活動も続けてきました。

他の諸団体との交流も大きく広がっています。日本労働弁護団（旧「総評弁護団」）との交流、大阪における他の法律家団体との共闘も実現してきました。多くの労働組合や運動団体と日常的に連携し、様々な問題について共同して取り組んでいます。

1999年からは、韓国の「民弁」（民主社会のための弁護士会）との相互交流を毎年続けており、互いの労働についての問題の相互理解を深めています。その参加者も年々増え、海を越えた連帯が実現しています。

大阪労働者弁護団は、これからもすべての労働者・労働組合の権利擁護を目的として、全力を挙げて取り組んでいきたいと思えます。

(HP) <https://www.lalaosaka.com/self-introduction> からの抜粋

## ●社会文化法律センター

社会文化法律センターは、日本国憲法を擁護し発展させる立場にたって、当初日本社会党を支持する立場の弁護士が集まり結成されましたが、日本社会党が解散し、いくつかの政党に分かれたため、日本国憲法を守る諸政党と協力して、平和と人権を守ることを目的として活動を行っている弁護士団体です。参加メンバーは約400人です。

## ●自由法曹団

自由法曹団を紹介させていただきます。

団は、1921年（大正10年）に神戸における労働争議の弾圧に対する調査団が契機となって結成された弁護士の団体です。2011年には創立90周年を迎えました。広辞苑でも「大衆運動と結びつき、労働者・農民・勤労市民の権利の擁護伸張を旗じるしとする。」と紹介されています。

団の目的は、「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」であり、「あらゆる悪法とたたかい、人民の権利が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず、ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう」（規約2条）ことです。団は、この間、平和、民主主義と人民の生活と権利を守るため、憲法改悪、自衛隊の海外派兵、有事法制、教育基本法改悪、小選挙区制、労働法制改悪などに反対する活動を行ってきました。そして今、戦争法制（安保法制）など戦争する国づくりに反対する活動、秘密保護法に反対する活動、米軍普天間基地撤去を求め、辺野古新基地建設に反対する活動、議員定数削減に反対し、民意の反映する選挙制度を目指す活動、労働法制改悪に反対する活動、盗聴法の拡大と司法取引の導入に反対する活動、裁判員制度の改善と捜査の全面可視化を実現する活動、東日本大震災と福島第一原発事故による被害者支援の取り組み、脱原発へ向けたとりくみなどを行っています。また、団と団員は、布川事件、足利事件、袴田事件などのえん罪裁判、派遣労働者の派遣先企業への正社員化を求める裁判などの数々の労働裁判、生活保護受給を援助する取組、嘉手納爆音裁判などの基地訴訟、環境・公害裁判、税金裁判、消費者裁判などの様々な権利擁護闘争に取り組んでいます。また、国際

的な法律家の連帯と交流の活動も行っています。

創設者のひとりである布施辰治は、戦前の朝鮮独立運動に関わる弁護を多く手掛け、2004年には日本人で唯一大韓民国建国勲章を授与されています。

現在、約 2100 名の弁護士が団員として全国すべての都道府県で活動しており、全国に 41 の団支部があります。現在の役員は、団長・吉田健一（32 期）、幹事長・泉澤章（48 期）、事務局長・平松真二郎（59 期）です（2019 年福岡・愛知総会で選出）。

（HP）<https://www.jlaf.jp/01about> からの抜粋。一部加筆。

## ●青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会は、1954 年、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的に、若手の法律研究者や弁護士、裁判官などによって設立された団体です。現在は、弁護士と研究者によって構成される弁護士学者合同部会と、司法修習生の各期部会、法科大学院生部会があります。弁護士学者合同部会の会員数は約 2500 名、全国 35 支部 10 地域に分かれて、多様な分野で活動しています。法律家の任意団体としては最も幅広い層が参加し、人権活動と情報ネットワークの場となっています。

本部には憲法委員会、司法問題対策委員会、修習生委員会、広報委員会、国際委員会を設けているほか、多様な分野について情報収集、情報発信をしています。

現在の役員は、議長北村栄(44 期)、事務局長田村優介（新 63 期）です(2019 年 6 月定時総会で選出)。

（HP）<http://www.seihokyo.jp/html/about-seihoukyou.html> からの抜粋

## ●日本民主法律家協会

日本民主法律家協会（日民協）は、1961 年 10 月、平和と民主主義を求める歴史的な国民的大運動「60 年安保闘争」に参加した法律家たちによって創立された法律家団体です。

創立以来、一貫して、日本国憲法を守り、平和、人権、民主主義、そして司法の民主化を求める運動の先頭に立って活動してきました。

日民協は、学者、弁護士、税理士、司法書士、裁判所職員など多職種 of 法律家たちが個人加入するとともに、法律家諸団体や司法関係の労働組合が団体加入する、他に例のない特色をもっています。

また、日民協は会員の手で、年 10 回、法律雑誌『法と民主主義』を発行しており、情勢に応じた法理論と法律家運動の実践を結合する内容を提供して高い評価をいただいています。

日民協はまた、創立以来の気風として、他の法律家団体との連帯・共同を大切にし、様々なネットワークの要の役割を果たしています。とりわけ憲法問題では、「改憲問題対策法律家6団体」の結集を呼びかけ、安保法制（戦争法）反対や改憲阻止の運動に大きく貢献しています。盗聴法拡大や共謀罪反対の運動、「原発と人権ネットワーク」の活動などでも同様です。

さらに、司法問題を一貫して追求してきたのも日民協の特色です。毎年「司法制度研究集会」を開催し、司法をめぐる様々な問題提起をしています。

(HP) <https://www.jdla.jp/>からの抜粋

## ●民主法律協会

民主法律協会（民法協）は、1956年6月、平和・民主主義・国民の権利を守り、発展させることを目的として結成されました。現在、会員としては、大阪を中心に、弁護士・学者・研究者ほか約350名、労働組合・市民団体約150団体を擁する団体です。

法律家（弁護士や学者）と労働者・労働組合、市民団体が手を携えて活動する組織形態はたいへんユニークで、その特長を生かして労働者と市民の権利を擁護するさまざまな運動にとりくんでいます。例えば、労働法学者をまじえてホットな議論を広げる「労働法研究会」、現場での労働相談や労働事件から問題点を探る「労働相談委員会」、「労働審判支援センター」、「働き方ネット大阪」など、弁護士・学者と労働組合との連携があればこそその活動をすすめています。

また、労働をめぐる最先端の問題にとりくむ分野別の活動もあります。派遣労働のあり方の是正を求め、派遣労働者の権利の擁護に携わってきた「派遣研究会」、非正規労働者の均等待遇や法規制の強化を求める「有期・パート労働研究会」、いち早く過労死被害の救済にとりくみ働き過ぎをなくす運動をすすめる「大阪過労死問題連絡会」、外国人労働者の権利擁護と連帯にとりくむ「マイグランド研究会」など、多彩な活動を繰り広げています。

さらに、平和や民主主義の問題でも、他団体の幹事団体となったり、会員団体と協力共同をしたり、「国際交流委員会」では、諸外国の平和運動との連携も強めています。また、中小零細事業者のための「独禁法研究会」や、住宅問題、社会保障の問題など、市民の権利を守る活動にもとりくんでおります。

(HP) <http://www.minpoky.org/about/>からの抜粋

## ●徴用工問題の解決をめざす日本法律家有志の会（略称「日本有志の会」）

日本有志の会は、2018年10月30日の元徴用工に関する韓国大法院判決に対する「元徴用工の韓国大法院判決に対する弁護士有志声明」（有志声明。同年11月5日）の呼びかけ人を中心に集まった弁護士たちの団体です。有志声明には、2018年12月末現在、298名が賛同しています。

韓国大法院判決を機に、訴訟原告のみならず原告と同様の被害を被った強制動員被害者全体の解決を目指して、様々な取り組みを行っています。

## 呼びかけ団体（韓国）紹介

### ●労働人権実現のための労務士の会

労働人権実現のための労務士の会（ノノモ）は、2002年7月、使用者の代理をしない労務士たちが、労働者と民主労組運動に、より体系的かつ組織的な法律支援と連帯活動を行うことを目的として設立され、現在約190人の会員が加入する団体です。ノノモは創立以来、これまでにニューコア・イーランド闘争、鉄道労組ストライキ、現代自動車社内下請労働者のストライキなど労働者と哀歓を共にしてきました。そしてこれからも労働法の趣旨に沿って社会的弱者である労働者を保護し、労働者のために活動するものです。

### ●民主社会のための弁護士の会

韓国社会の民主主義と人権の増進のために集まった弁護士らが1988年5月28日に創立した団体です。民弁は創立以来行ってきた良心囚（政治犯）、時局事件（独裁政権に対して民衆が抵抗した事件）の弁論と司法監視活動を超え、基本的人権を擁護するための各種公益訴訟、立法と政策提案に至るまで、その活動範囲を広げています。現在1200人ほどの会員が加入しており、司法監視、労働、言論と教育、女性、子ども、環境、民生（民衆の生活）、少数者、平和と統一、米軍問題、国際通商、過去事清算、サイバー情報と人権、国際連帯の分野で活発に活動しています。

### ●民主主義法学研究会

民主主義法学研究会は法学的調査研究発表及び社会活動を通じて韓国社会の法制度及び法学の民主化に貢献することを目的とする団体です。



## ●法律院（民主労総・金属労組・公共運輸労組・サービス連盟）

2002年2月、弁護士4名を含む6名で設立された法律院は、2019年現在4つの産別労組法律院と6つの地域事務所で約82人（弁護士36名、労務士22名、訴務支援24名）が働く団体です。法律院は歪められた正義を正すために闘う労働者たちと共に労働基本権の境界を拡張させるための活動をしています。

## ●人権法学会

人権法学会は2015年に設立され、人権に関する国内法・制度と国際人権規範を併せて体系的に研究して理論を発展させ、実務に反映するために、150人の教授、研究者、法曹実務家、活動家が参加しています。我が学会は毎月開く主題発表と定期学術行事を通じて国内外の情報と研究結果を共有し、問題意識を高めて、人権に関する法理論と実務の発展に寄与しています。

## ●全国不安定労働撤廃連帯法律委員会

全国不安定労働撤廃連帯法律委員会は、私たちの生活と労働を貧困と危機に追い込む不安定労働を撤廃し、人間らしい生活を送れるよう、闘う労働者と共にする全国不安定労働撤廃連帯の正式委員会です。法律委員会は不安定労働の現状と傾向を分析し、これによる法律問題を確認し、法律闘争を支援します。